警視庁告示第　３１１７　号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０３条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第１０４条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月　２ 日

警視総監　　筒　井　洋　樹

記

１　意見の聴取の期日

令 和　８ 年 １１月１０日 午前　９ 時３０分　開 始

２　意見の聴取の場所

品川区東大井一丁目１２番５号

警視庁運転免許本部　意見の聴取会場

警視庁告示第　３１１８　号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月　２　日

警視総監　　筒　井　洋　樹

記

１　聴聞の期日

令 和　８ 年 １１ 月 １０ 日 午前　９ 時 ３０ 分　開 始

２　聴聞の場所

品川区東大井一丁目１２番５号

警視庁運転免許本部　聴聞会場

警視庁告示第　３１１９　号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０４条の２の３の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同条第７項において準用する同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月　２ 日

警視総監　　筒　井　洋　樹

記

１　聴聞の期日

令 和　８ 年 １１ 月 １０ 日 午前　９ 時 ３０ 分　開 始

２　聴聞の場所

品川区東大井一丁目１２番５号

警視庁運転免許本部　聴聞会場